

備前焼は、無ゆう焼締めの陶器として備前の地で脈々とその技術と伝統が受け継がれてきました。郷土に根差した伝統工芸であり、焼き物のまち備前の象徴でもある備前焼は市民の誇りです。このような伝統ある備前焼の里である備前市は、その技術と伝統を後世に引き継いでいく責務があります。

ここに、市は、市民と一体となって備前焼の普及と振興に努めることを決意し、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、備前焼に対する理解を深め、備前焼の利用を推進することにより、備前焼の振興、技術や伝統の継承を図り、もって備前焼の里としての郷土愛の醸成と地域の発展に寄与することを目的とする。

(市の役割)

第2条 市は、備前焼の普及と振興に努めるものとする。

(事業者の役割と協力)

第3条 事業者は、備前焼への理解を深め、その普及と振興に協力するよう努めるものとする。

(市民の協力)

第4条 市民は、備前焼への理解を深め、市や事業者が行う備前焼の普及と振興その他利用を推進する取組に協力するよう努めるものとする。

(普及への協力)

第5条 市、事業者、市民は、備前焼の器による乾杯や料理の食器として使うなど、一層の普及に努めるものとする。

(市民の理解)

第6条 この条例の実施に当たっては、市民の自発的な意志を尊重し、その理解を得て行うものとする。

附 則

この条例は、平成29年1月1日から施行する。